

大府市入札者心得書

(趣旨)

第1条 この心得は、工事又は製造の請負、設計、測量等の委託、物件の買入れその他の契約の締結について、大府市及び大府市水道事業（以下「市」という。）が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(指名の取消し)

第2条 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者となった場合は、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出その他の情報により、入札参加者が同項の規定に該当する者となったことが明らかになった場合は、特別の理由がある場合のほか、その者に対して行った指名若しくは入札参加資格確認を取り消し、又は入札に参加させない。

第3条 入札参加者が次の各号のいずれかに該当する者となった場合は、その者に対して行った指名若しくは入札参加資格確認を取り消し、又は入札に参加させないことがある。

これに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合も同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者

(2) 指名競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 前項各号のいずれかに該当する者について、当該事実があった後2年間、その者を入札に参加させないことがある。これに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合も同様とする。

第4条 入札参加者の経営、資産、信用状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したとき、又は契約の相手方として不適当と認められる事態が発生したときは、その者に対して行った指名若しくは入札参加資格確認を取り消し、又は入札に参加させないことがある。

(入札保証金)

第5条 入札参加者は、その見積る契約金額（単価による入札にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の10以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

(1) 入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 指名競争入札にあつては指名競争入札通知書（以下「指名通知書」という。）、一般競争入札にあつては入札資格確認結果通知書（以下「確認通知書」という。）において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金の納付に代わる担保)

第6条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の表に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

担 保 の 種 類	担 保 の 価 値
国債及び地方債	額面金額
政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の10分の8に相当する金額
市長が確実と認める社債	
銀行その他市長が確実と認める金融機関（以下本項において「銀行等」という。）に対する定期預金債権	債権金額の10分の10に相当する金額
銀行等が振り出し、又は支払保証をした小切手	券面金額
銀行等の保証	保証する金額

（入札保証保険証券の提出）

第7条 入札参加者は、市を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

（入札保証金等の納付方法）

第8条 入札保証金は、市の発行する納付書により納付しなければならない。

2 出納員等は、入札保証金の納付があったときは、納付証明書を当該納入者に交付する。

3 前2項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用する。

（入札の基本的事項）

第9条 入札参加者は、市から指示された設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。

2 設計図書に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が設計図書の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、指名通知書又は入札説明書において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

（公正な入札の確保）

第9条の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たって、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思について、いかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者及び予定価格を探る行為をしてはならない。

（入札）

第10条 入札参加者は、入札書（第1号様式）に必要な事項を記載し、記名押印の上、封をして、あらかじめ指名通知書又は入札説明書に示した日時及び場所において、市職員の指示により提出しなければならない。

2 入札参加者は、工事費内訳書又は委託費内訳書（以下「工事費内訳書等」という。）の提出を指示された場合は、あらかじめ指名通知書に示した日時及び場所において、市職員の指示により提出しなければならない。

3 前2項の入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札前に委任状を提出させなければならない。ただし、あらかじめ期間を定めて委任状を提出してある場合は、この限りでない。

4 郵便による入札は認めない。

（入札の辞退）

第10条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退す

ることができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（第2号様式）を市長又はその委任を受けて契約の締結をする者（以下「契約担当者」という。）に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札の不参加）

第10条の3 確認通知書により入札に参加することを認められた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札に参加しないことができる。

（入札の書換え等の禁止）

第11条 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の中止等）

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、若しくは中止し、又は入札方法を変更することがある。

(1) 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたとき。

(2) 辞退等により入札参加者が1者となったとき。ただし、入札参加者がその事実を察知できない入札方式の場合は除く。

(3) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

2 入札参加者が入札に参加するために要した費用は、入札参加者の負担とし、前項各号に掲げる事由又はその他の事由により入札が中止された場合であっても同様とする。

（開札）

第13条 開札は、入札を行った場所において、入札の終了後直ちに入札者を立ち合わせて行う。

2 前項の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせて行う。

（入札の無効）

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とし、無効の入札を行ったものを落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

(1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札（一般競争入札の場合は公告の日から、指名競争入札の場合は指名競争入札執行通知の日から、それぞれ落札決定までの間に次のいずれかの期間がある者のした入札も同様とする。）

ア 大府市不正契約者等指名停止取扱要領に基づく指名停止の期間

イ 大府市が行う契約等からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく排除措置の期間

(2) 所定の日時までに所定の入札保証金の納付又は入札保証金の納付に代わる担保を提供しない者のした入札

(3) 所定の日時までに所定の場所に持参しない入札

(4) 入札に際して連合等による不正行為があった入札

(5) 同一事項の入札に対して2以上の意思表示をした入札

(6) 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札

(7) 委任状を持参しない代理人のした入札

(8) 記名押印のない入札

(9) 入札書の記載事項が確認できない入札

(10) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札

(11) 予定価格を超過した金額を記載した入札（予定価格を事前公表した場合に限る。）

(12) 工事費内訳書等の提出を求めている入札において、工事費内訳書等の提出のない入札

(13) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

（落札者等の決定）

- 第15条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- 2 売却及び貸付けの場合においては、予定価格以上で、かつ、最高の価格で入札をした者を落札者とする。
- 3 価格その他の条件が市にとって最も有利な条件をもって申込みをした者を落札者として決定する入札の場合においては、市長が別に定める基準により行う。
- 4 第1項の規定にかかわらず、工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。
- 5 第1項の規定にかかわらず、工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(再度入札等)

- 第16条 開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。
- 2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者及び初度の入札又は再度入札に参加しなかった者は、再度入札又は再々度入札に参加することができない。
- (1) 第14条第1号から第7号までに該当する入札
- (2) 前条第4項の規定により落札者とされなかった入札
- (3) 前条第5項の規定による最低制限価格を下回った入札
- (4) 前回の入札における最低価格以上の入札
- 3 再度入札は、原則として2回までとする。ただし、予定価格を事前公表した場合にあっては、再度入札は行わないものとする。

(再度入札の入札保証金)

- 第17条 前条の規定により再度入札する場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。
- (くじによる落札者の決定)

- 第18条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- 2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者又は当該入札に立ち会わずくじを引くことができない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない市職員がくじを引くものとする。

(入札結果の通知)

- 第19条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合は、その名称）及び金額を、落札者がないときにはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときには、その者に落札者となった旨を通知する。

(契約書等の作成)

- 第20条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して7日以内に契約書を作成し、記名押印の上、設計図書を添えて提出しなければならない。ただし、市において必要があるときは、提出期限を変更することがある。
- 2 落札者が前項の期間内に契約書等を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。

(契約書等の作成の省略)

- 第21条 契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ指名通知書又は入札説明書におい

て指示する。

（契約の確定）

第 2 2 条 契約書を作成する契約にあつては、当該契約は、契約担当者が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

（入札保証金等の返還）

第 2 3 条 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下本条において同じ。）は、入札終了後直ちにこれを還付する。ただし、落札者に対しては、契約を締結したときに還付する。

2 入札保証金の還付を受ける場合においては、領収証書等を出納員等に提出するものとする。

3 第 1 項ただし書の規定にかかわらず、落札者から申出があつたときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができる。

（入札保証金に対する利息）

第 2 4 条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

（入札保証金の没収）

第 2 5 条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は、市に帰属する。

（違約金の納付）

第 2 6 条 入札保証金の納付の免除を受けた者が落札者となつた場合において、当該落札者の責に帰す理由により契約を締結できないときは、当該落札者は、違約金として当該入札価格の 1 0 0 分の 1 0 の額を市の発行する納付書により納付しなければならない。ただし、第 5 条第 1 号の規定に該当する場合は、この限りでない。

（議会の議決を経なければならない契約）

第 2 7 条 工事又は製造の請負で、大府市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 4 5 年大府市条例第 3 9 号）の定めるところにより議会の議決に付すべきものについては、大府市議会の議決を経た上、契約を確定する。ただし、大府市水道事業の発注に係るものについては、本条を適用しない。

附 則

昭和 5 5 年 1 1 月 1 日施行

平成 2 年 5 月 1 日一部改正

平成 4 年 7 月 1 日一部改正

平成 9 年 4 月 1 日全部改正

平成 1 2 年 4 月 1 日一部改正

平成 1 5 年 4 月 1 日一部改正

平成 2 2 年 4 月 1 日一部改正

平成 2 6 年 4 月 1 日一部改正

平成 2 6 年 1 2 月 2 4 日一部改正

平成 3 1 年 2 月 1 日一部改正

令和元年 1 0 月 1 日一部改正

令和 3 年 4 月 1 日一部改正

令和 5 年 7 月 1 日一部改正